居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出にあたっての注意事項

1　居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書（以下、「届出書」）の**サービス開始年月日に基づき、給付管理の適用開始日として処理**します。介護保険被保険者証の届出日は**受付日を記載**します。

※サービス開始（変更）年月日については、**届出日と同じ月**であれば、先の日付でも受付可能です。（翌月の日付の届出は受付けしない。）

過去分については、**届出日よりも前の月分でも受付可能**です。

※新規認定申請中、区分変更中の場合は、要介護度が確定してから届出をしてください。

※毎月最終開庁日（土日祝休日除く）までに高齢者福祉課に届いたもの（郵送は必着）が、**翌月、国保連の審査に反映されます。**提出時期にご注意ください。

例　令和８年９月１日から給付管理を開始する届出書の場合

令和８年９月３０日までに提出　➡　令和８年１０月審査に反映

令和８年１０月１日に提出　➡　令和８年**１１月審査**に反映

（令和８年１０月審査時点では**返戻**）

2　要介護認定を受けて、既に届出書を提出していた方でも、以下の①~③に該当する場合は、新たに届出書を提出してください。

①一度認定期間が空白となり、再度新規の要介護認定を受けた場合

②一度要支援認定を受けた後に、再度要介護認定を受けた場合

③利用者が介護保険施設に入所したがその後施設を退所し、再契約をした場合

3　転入、転出等で保険者が変わる場合は、事業者が変わらない時でも、新たに届出書の提出が必要になります。

4　月を通してサービスの利用はあるが、月途中で事業所の変更をした場合、月末の居宅支援事業所が給付管理票を作成・提出し介護報酬を請求することになります(小規模多機能型を除く)。月途中変更の場合は、前事業所と調整をしっかりと行うようにしてください。

5　新規、変更にかかわらず、介護保険被保険者証は、申請時に添付してください。

6　提出前に、記入の漏れがないかよく確認してください。

※　市外の地域包括支援センターを利用する要支援１・２の方については書式が別になりますので、高齢者福祉課へご連絡ください。

【担当】〒287-8501
香取市佐原ロ２１２７番地
香取市役所　高齢者福祉課　給付管理班
電話　０４７８（５０）１２０８